

上田市保育所条例等の一部改正等について

1 改正等の趣旨

令和元年 5 月 17 日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、「幼児教育・保育の無償化」が改正法施行日である 10 月 1 日から開始されることから、上田市保育所条例について所要の改正を行うとともに、上田市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する。

併せて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年 5 月 31 日に公布され、特定地域型保育事業の連携に関する部分は 5 月 31 日に、幼児教育・保育の無償化に関する部分は 10 月 1 日に施行されることから、上田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についても所要の改正を行う。

2 改正等の背景

- ・ 幼児教育・保育の無償化

国において、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を設ける等の措置が講じられた。

- ・ 特定地域型保育事業の連携施設の要件の緩和

待機児童対策のため、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携について、当該連携の要件が緩和された。

3 条例案の概要

(1) 上田市保育所条例の改正（第 1 条）

0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子ども及び 3 歳以上の子どもの保育料を無償とする。

(2) 上田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正（第 2 条）

- ・ 代替保育の提供元として、小規模保育事業 A 型等の追加
- ・ 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和
- ・ 保育所型事業所内保育事業者の連携施設の確保義務の免除
- ・ 連携施設の確保をしないことができる経過措置の 5 年延長

- (3) 上田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正（第3条）
- ・ 副食費の提供に要する費用を保護者から徴収
 - ・ 年収360万円未満相当の世帯及び第3子の副食費は免除
- (4) 上田市立幼稚園授業料徴収条例の廃止（第4条）
3歳以上の子どもの授業料が無償化されるため、本条例を廃止する。

4 施行期日等

- ・ 施行期日
令和元年10月1日から施行し、特定地域型保育事業の連携に関する部分は、公布の日から施行する。
- ・ 経過措置
改正・廃止前の規定に基づき納付した又は納付すべき保育料・授業料については、なお従前の例による